

参議院農林水産委員会會議録

昭和三十六年四月四日(火曜日)

午前十時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
亀田 得治君
東 隆君
森 八三二君

委員

石谷 憲男君
岡村文四郎君
河野 謙三君
重政 庸徳君
堀本 宜実君
大河原 次君
北村 暢君
小林 孝平君
清沢 俊英君
安田 敏雄君
千田 正君
北条 備八君

政府委員

農林省農地局長 伊東 正義君
食糧庁長官 須賀 賢二君
事務局長 安楽城敏男君
常任委員会専門員
農林省農林経済局長 中島 清明君
農林省農林経済局長 中島 清明君

本日の會議に付した案件

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○愛知用水公団法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一五一号)を議題といたします。

本案は、去る三月十四日提案理由の説明及び補足説明を聴取いたしました。本日は本案に対する質疑を行ないますが、まずそれに先だって本日提出された資料の説明を求めます。農地局長。

○政府委員(伊東正義君) この前簡単に法案の補足説明をいたしたわけですが、きょうもごくあらまし法案の趣旨だけを申しまして資料の御説明をいたしたいと思います。

実は連年災につきましましては、公共土木施設災害復旧事業費の国庫負担法の関係では、従来から規定があったのでございすが、農林省関係の施設の復旧の暫定法につきましましては、連年災の規定を欠いていたのでございすが、実は三十五年度の災害につきましまして、三十四年度の伊勢湾の大災害を受けましたところとかなりダブリまして、一部の地域でございすが、災害を受けまして、三十四年災については高率適用

があるが三十五年度連年災を受けたようなところは高率適用になかなかならぬ。これは公共土木施設災害等に比較しましてアンバランスじゃないかというふうな御意見がだいたいございまして、この法案の一部改正をお願いいたしますようになつたわけでございます。現行の仕組みは、御承知のように災害復旧事業費を一律にやってみまして、農地関係でございまして、農地は八万円から十五万円、農業施設も八万円から十五万円と線を切りまして、八万円までは農地が五割、農業施設が六割五分、八万円から十五万円が農地は八割、農業施設は九割、十割というふうな累進的な高率補助をいたすような現行制度では仕組みになっておりますが、大体連年災につきましても、それに準じました高率補助を考へておるような次第でございまして、今申し上げましたのは林道につきましても同様な考へ方でございます。それで法案には直接には書いてございせんが、適用の条件といたしまして私も考へておりますのは、それじや連年災の適用ある市町村は、どういふ市町村にしたらいいかというところは、政令で規定するつもりでございすが、これは関係農家一戸当たりが三年間で十万円をこえる、下の方は現在適用の八万の半分の四万をこえるというふうなところに入つてきた市町村につきまして連年災の適用をいたそうというふうな政令を考へております。それで実は三年間で起きた被害を当年度に起きたものと仮

定しまして、現行の補助率で高率補助になるように計算をいたしてみまして、それから出ました補助金額を当年の災害復旧に要する事業費で割つてみまして、出ました補助率というものを使得連年災の高い補助率をしようというふうな考へ方をとつております。しかし、これは重複率は、そういう計算であります、同じ農家が続けて被害を受けるといふことになりまして、分母の方が小さくなりまして補助率は高くなつて参るのでございすが、過去二年間では非常に災害が少なくて当年度が非常に災害が大きかつたというふうな場合には、これは計算をいたした方が高くなるという場合も出て参ります。そういう場合には選択規定を置きまして、どちらでも高い方をやつた方がいゝのじやなからうかというふうな規定を置いておる次第でございすが、伊勢湾に続きました三十五年度の災害から適用いたすことを考へておりました、昨年の一月一日から起りした災害を頭置きましてこの規定の適用を考へております。大体の法律の仕組みはそういうふうなことになるのでございすが、参考資料としてお出しした市町村が、これは三十五年度の農地農業用施設関係の国庫の補助額を一定計算してみたのでございすが、これはまだこういう目ではつきり査定をい

たしておりませんので、この数字は当然違つて参ります。一応私の方の机上で試算したのでございまして、第一番目で現行制度の高率補助でございまして、三十五年度の補助金では現行は五十七億五千七百円、関係の市町村数は千四百三十三くらいでございます。それでこの千四百三十三の中で、現在の法律によりまして高率適用をします市町村は約二百八十六町村で、その差額は七億五千六百円という数字でございまして、それだけが高率適用になつております。それを今度の法律改正をいたしましてやってみますと、大体九千万円くらい補助金が増加になりまして、市町村の数で二百二十二くらいいじやなからうかという一応の推定した資料でございまして、これは現実にやつてみますれば、当然この数字も変わつて参りますので、御了承願ひたいと思ひます。

次は、これまでの過去三カ年間の災害復旧事業の復旧進度を御参考までに出示しております、三十三年度は三十四年度までに全部完了しました。三十四年度は八五%、三十五年災は六五%というふうな進度を示しております。

それからもう一枚の連年災の補助率の特例の計算例というものを差し上げてございすが、これは「注」にございまして、農地と農業用施設の比率を一對四として関係戸数三十戸、三年間六十戸と統一した計算でございまして、一番上は連年災では普通補助率の適用がない市町村でございすが、三

年間の連年災をとってみますと、これは若干高くなりますという例をお示ししたわけでございます。最後のところに補助率が単年災でやりますと最後から二番目のところでございまして、五割、六割五分という普通補助率が六割、七割三分三厘と上りまして、補助金額も高くなるという計算でございます。

二番目は単年災も高率補助にもなりますが、連年災の適用の規定がありますと、さらに高くなります。そういう計算でございます。これも補助率のところでもございまして、若干農地六割、農業施設で七割三分三厘と若干高くなってございまして、當年災ではなっておりませんが、連年災の規定を適用いたしますと、それが六割八分三厘、八割六厘というように若干これも高くなる例でございます。

最後の例は、これは當年災が非常に大きくて、過去におきましてはあまり災害が少なかったというところの例を計算いたしました。當年災の方で計算した方が高くなるという例を一例計算例としてお出ししたわけでございます。数字その他は実際やっておりますと、また当然変わってくることはあり得ると思います。簡単でございますが御説明いたします。○委員長(藤野義雄君) 御質疑のおありの方は、順次発言をお願いいたします。

○重政廣徳君 この小災害について二十八年の大災害以来、だから二十八年は助成金を出したのですが、二十九年以来特別の措置をとったのは何回あるか。何年に特別措置をとったか。しかもその方法は元利補助制度をもって特

別の措置をとったのが何回何年度々々にあるか、まずそれをお伺いいたします。

○政府委員(伊東正義君) 御質問の小災害でございますが、これは現在の法律では、一カ所の復旧事業員が十万円以下は、補助の対象にしないということになっておるのは御承知の通りでございます。それで小災害の補助にいたしましたのは、先生がおっしゃいましたように昭和二十八年の全国的に起こりました大災害の場合に、十万円を三万円まで基準を下げまして、この暫定法で実は補助をやりまして、これをやりましたときは今からいろいろ振り返ってみますと、検査院の批難事項にまだいふなりまして、まあ県別に割当をしたというふうな現実の姿になり、査定もなかなか個所がふえるのでやり切れぬというふうな苦しい、実は苦しいと言っちゃ何でございますか、経験をいたしたわけでございます。その後、三十三年の狩野川台風がありました年、それから続いて三十四年の伊勢湾台風、この二カ年間は小災害につきま

しては補助という形ではなくて、地方公共団体が災害復旧をします場合に起債を認めまして、それに元利補助をする、五割五分の補助率の低い地域でありますと農地五割、農業施設六割五分、高くなりますと、九割というふうな元利補助をするということをやりましたのが、災害の比較的大きかった三十三、三十四、三十五年でございます。○重政廣徳君 そうしますと、このたび三十五年度いわゆる三十四年度の伊勢湾に続いて三十五年度の災害が生じたのでございまして、それはやはり伊勢

湾台風の被害地域を主とした災害であつた。それがために三十五年度の災害も三十四年度の特別措置に準じた取り扱いをいたすことになって、今回農林水産省が災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案、これが今上程になっておるのでございまして。そういう意味から、

そうしてしまふ、これは三十五年の一月一日から施行するということになって、昨年の災害に適用する、こういう法律になっておるのでございまして。これは私は当然だろうと思つて、もうなるべく、小災害についても当然私は三十五年度に次ぐ措置を講じねばならぬ、理論上そういうふうに考えておるのでございまして。なおまた、そういう措置を講ずるべく大体いろいろな事務的な手続はもう早く進めたいさねばならぬとかように考えるのでござい

ますが、農林省はこれに對してどういう御意見を持っておられますか。○政府委員(伊東正義君) 小災害の問題につきましては、今申し上げましたように、三十三、三十四年の大災害のときに全国的な規模において行なつたわけでございまして、三十五年度災害に對しましては、実は私どもの考え方は三十三、三十四に比較しますと、いわゆる災害自体はそう大きな災害の年ではなかったということ、小災害につきましては、地方公共団体が起債をするというところでその起債をやりますれば、一部は基準財政需要の中に見られるということになりますので、三十五年度につきましても、小災害は地方公共団体の起債でやってもらうという方針で、実は関係当局と話し合つたわけでございまして、三十五年度につきましても、

全部の小災害の元利補助をするということではなくて、起債でやっていたのだきたいという方針でやっております。実は現在までのところは、農地と農業施設両方でございますが、農地局関係について言いますと、農業用施設についてそういう起債の方法がとられて、一部は起債で市町村が災害復旧をするということをやっております。小

災害につきましても、ただ農地につきまして、実はまだ話し合ひがつきません。といふのは、これは実はだいたい、数年間にわたつて自治省といふところやっておりますが、農地につきましても、これは私有財産、農業用施設についていいますと、これは公共的な色彩を持つが、農地につきましてはそれはむしろ私的な色彩を持つて、議論になっておりました。実は農地の復旧につきましては起債で地方公共団体がやるといふ話し合ひがついておりませんのは、はなはだ残念でございますが、現状はそういうことになっております。

○重政廣徳君 これは僕は農林省としては考え方が非常に消極的ではないか。いわゆる例年災害地帯に主として災害が生じている、それがためにこのたびの改正案が出て、改正をする必要がある。こういう根本精神からきいて、そういう精神からいくと小災害のみをいわゆる元利補助の三十三、三十四、三十五年にとつた特別措置をはずして措置をやる、というのには、私は納得ができない。また災害地の諸君としてみても、当然私は納得がいかぬだろうと思う。この点は非常に私どもはいかぬと思う。なお、私が考

えておつたことは非常に相違しておるので、この点については、私どもも急に農林省に何らかの申し入れ等の措置を講ぜねばならぬと考えておるのでございまして。

なおこの元利補助制度、三十五年度にこの制度をするということになると、法律が要ると私は思う。当然私はこの法律改正と同時に提出すべきものでございまして、全然われわれの今までとつてきた考え方と、農林省が相違しておるということは遺憾にたえません。なお、これは農地局長にいろいろ申し上げても解決する問題ではないと思つたので、あとで、われわれ十分協議したいと思つた。

次に、この法律案ですが、今回の改正は、単年災として高率補助の恩恵を受けない場合でも、連年災がある場合には補助率を引き上げる、こういうことが私は法律改正の趣旨だろうと思つたのでございまして、従つてそう考えますと、およそ連年災の場合には、その被害者は単年災のいかなる場合よりも、私は特別な高率の助成を受けるのが当然とかように考えておるのでございまして。ところが、連年災の三年の災害で計算したものと、単年災のたとえていへば三十四年、五年、六年と、この災害がある場合においては、その三年の連年災の計算よりも、六年の災害が多かつたらば、運命的にその多い方をとるといふ法律になっておるようになっていますが、私はこれはこの趣旨からいふと、そういう今例をあげた三十六年の単年、災のみをとつていくべきものではないと思つた。単年災で受ける助成よりも連年災が多く助成を受けるだけ

ればならぬ、こういうのが私は当然だ
と思う。この点は、農林災害は非常に
数も多いし、その取り方に非常に苦心
がいろいろあると思ひますけれども、性
質上からいへば私はそうあるべきだろ
うと思う。その点一つ伺ひをいたし
ます。

○政府委員(伊東正義) 農林省の災
害の復旧と、公共土木関係とは若干考
え方を異にしておりまして、公共土木
の場合でございまして、標準税収入の
二分の一とか二倍をこえるというのが
普通の場合ですが、それが連年災にな
りますと、標準税収入ということをや
ることになっておりまして、これは必
ず高くなるという考え方をとっており
ます。ただ、農林省の場合が違ひます
のは、実は先生もおっしゃいましたよ
うに市町村単位でやりますと、これは
重複率が高くなります。要するに三年
間同じ人がやられておるといふよう
な事例になって参りますと、分母が非
常に小さくなりますので、関係戸数で割
る、関係戸数が小さくなりますので、
非常に重複率が高いという場合には、
大部分のものは高くなるのでござい
ますが、先生がおっしゃいましたよう
な事例も出てきます。しかしこれはまた
考えようによりまして、市町村でや
りますので連年災を受けない人でも、連
年災のない人で連年災だけの人でも、
またこの連年災の規定の適用で三カ
年被害を受けなくて一カ年だけの被害
であつても、その村が連年災の適用を
受けるが高くなるというやうな事例も
実は出てくるわけでありまして、で公
共土木に市町村一本の税収入というこ
とでやります考えでいけば、実は村じ

なくて、これは一戸々々の補助をいた
しますので、一戸々々の人をとつてや
るのが理論的に正しくなつてくるので
ございまして、そういうわけにも実は
参りません。必ずしも高くしまして薄
く当てるようにするか、重複した場合に
は重複した人が高くいけるというやう
な計算をとるか、いろいろわれわれも
中で議論したのでございまして、しか
しまあつてくらんに申し上げまし
て、災害復旧の場合の補助金が高くな
るやうな計算の出る場合が多い方式を
とつた方がよいのじゃないかというや
うなこと、実はこういう計算方式を
とつたやうな次第でございまして、
○重政廣徳君 そうすると、この町村
を単位にとつて計算することになるの
ですか。町村はもろもろ旧市町村区域
かどうか。その点。

○政府委員(伊東正義) 前段の御質
問の町村をとりまして計算しまして、
それで関係の農家で割つてみまして、
それが八万円をこえるとか、十五万円
をこえますと、その町村内の人、そ
れより被害が少なくても当然高い補助
率を受けるということになります。町
村単位でものを考えます。それから町
村は、これは市町村合併をやりました
大きい町村をとつた方が有利であれ
ば、そういう町村をとりまして、市町
村合併をする前の単位をとつた方が有
利であれば、前の町村単位をとるとい
うことになります。

○重政廣徳君 そうすると、ここで極
端な例を上げますと、町村に非常に部
落が、二十部落がある。その部落の一
部落、A部落が非常に大災害をこう
むつた、河川に沿つてゐるために。ほ
かの部落は非常に軽微な災害をこう

むつた。こういう状態を仮定してみる
と、あるいは場合によつたらばその大
災害をこうむつたA部落は、部落とす
れば当然高率の補助を受けねばならぬ
が、高率の補助から除外せられる場合
も生じてくる。こういうことになりま
すか。

○政府委員(伊東正義) 今のやうな
御設例の場合に、たとえば一市町村に
部落が極端に言つて二つと考へまし
て、非常に激甚なところと、比較的少
なかつたところとありまして、その適
用の問題でございまして、両方足して
計算してみれば被害の復旧額を関係戸
数で割りますと、八万円をこえます
れば、被害がそれなりの高率補助を受
けるという、市町村単位でとればそう
いうことになります。また計算しまし
てそれが八万円をこえたり十五万円を
こえないということになりまして、か
なりひどい方も高率補助を受けられな
いというのが現在の暫定法の市町村を
単位にしてやりました場合の仕組みで
ございまして。

○重政廣徳君 どうもこれは合理的で
はないやうにも、一応私は考へるので
すが、しかし非常に数が多いので、農
林災害が特殊な災害でこの点何か方法
が他になければどうもやむを得ぬとも
考へるのでございまして、まあこの点
はこれにとどめておきます。それから
さかのぼつて小災害の問題ですが、た
とえて言へば、三十五年度の、昨年の
小災害を三十四年度の取り扱いと同等
に処理を許可して元利補給制度をや
る、こういういたしますと、大体どのくら
い費用が国庫の支出で要すると推定
されますか。

○政府委員(伊東正義) 小災害の三
十五年度の復旧額は、約十億見当で
ございまして。これは農地と農用施設で
ございまして、それは五割ないし六割五分
という、一番低いところは五割、六
割五分でございまして、それのたと
えば六割補助ということになりますと、
当然六億というものが計上されるわけ
であります。それを何年間でやるかと
いうことで、また年度別で変わつてき
ますが、総額はそういうことになつて
おります。

○重政廣徳君 それもいわゆる元利補
給を何年間でやるかという問題で、私
は理論上から言つて、当然三十四年度
と同じ取り扱いをなさねばならない性
質のものを、私は一年に国庫の支出を
考へると考へるものだと思う。そう
いう意味から言つても、私は農林省の
考へ方に同意することはできない、か
ような意見を持つておることを申し
ておきます。私の質問はこれで終了
いたします。

○櫻井志郎君 これは昨年の一月一日
以降発生災害となつておりますが、昨
年の一月一日以降発生であつて、す
でに完了してしまつておる、完了手続が
済んでしまつておるというものにつ
いては、どうなりますか。

○政府委員(伊東正義) 三十五年度
の災害は一応査定を終わりました。高
率のものは高率というふうな、普通率
は普通率というふうなきめておりま
す。この法案御審議願ひまして通り
ますとも、一回場所によりましては、計
算し直すわけにございまして。それで三
十五年度に高率補助となりましたこと
ろでも、これで計算してみますと、さ
らにもう少し高くなる。それから普通
率という査定を受けましたけれども、

もう一回やってみますと、高い、高率
の補助というふうになつて参ります。
それは三十六年度で再指定という形に
なりますが、そういうことをいたしま
して差額を出す、でありますから、今
災害復旧は大体三年間くらいでやつ
て、三十五年度分につきまして差額の
分を三十六年度に出すというやうな形
になります。

○櫻井志郎君 そういう実例があるか
ないかは知りませんが、昨年の一月一
日以降という、三十四年度つまり三
月までの累年災、かりにそういう例を
とりまして、それは三十五年度災害で
はない。三十四年度災だ。そして事実
上それが工事も補助も完了してしまつ
てゐる。こういう場合を想定して、こ
の法律が可決されたとした場合に、さ
かのぼつて適用できるかどうか。

○政府委員(伊東正義) 高率適用の
計算の方法は、その年の一月一日から
十二月三十一日までにかゝりました災
害につきまして、その災害がどうい
う率になるかというのをきめて、率を
きめて復旧をいたしてゐるわけに
ございまして。でありますので、たと
えば三十五年度中に終わつてしまつたとい
うやうな災害も、これは三年分になるわ
けにございまして。今申しました
やうに、一月一日から十二月三十一
日までの起きた災害で計算をいたし
ておりますが、これはこの法律の適用
がございまして、その年に起きて、
それから何年かかつて災害復旧する
わけにございまして、たとえば三十
二年災、三年災が残つていて、それが
その年に完了したということになりま
しても、それについては適用はないと

いうことになるわけでございます。

○櫻井志郎君 何かわかったようなわからんような気がするのですが、かりに三十三年災があった。そこへ昨年の

一月から三月までの三十四年災が加わった、こう仮定してみるのです。そうして三十二年災と四年災であって、三十六年度までかからない、三十五年度中にかりに完了しておいた。こういう場合を想定して、この法律案で

は、その場合でも適用を考えているかどうか。このまま読むと、適用されるように見えるのですが、どうですか。

○政府委員（伊東正義君） 今の御設例

の点は、三十五年度以降に起きましたものについて考えておりますので、たとえば三十三年度、三十四年度というものが三十五年度に工事を行っているとか、あるいは工事が終わったという

○櫻井志郎君 この提案説明書に書いてある昨年一月一日以降というのは、そうすると、どういふような読み方になりますか。

○政府委員(伊東正義君)ここに書いておられますように、私言集足りませんでしたが、三十五年の一月一日以降に発生しました災害の災害復旧事業費につきましてこの計算をいたしますという意味でございます。

○櫻井志郎君　今の局長の言葉だとすると、三十五年度に発生したものからというさっきの説明と違ってきませんか。

○政府委員(伊東正義君) 私有業が足りませんというよりも、その点は三十五年一月一日以降に発生しました災害につきまして、この法律の適用があるということでございます。

○櫻井志郎君　再確認しますと、三十五年度、つまり昨年度の四月一日以降ということではなしに、それはもちろん当然ですけれども、三十四年度末ごろから発生したものが適用される、こういうことですね。

○政府委員（伊東正義君） その通りで
よいと思います。

○森八三一君 今桜井委員の御質問で
ですね、三十五年の一月一日以降に登

生じた災害について適用する、高率補助をしてやろうという気持で書いておられるわけですが、災害は三力年かかかるのですから、三十四年災は本年度で

けですか。もっとさかのぼっていつても、どう世潮及するならもう少し、気持がそういう気持ならもう少し延ばしてやっただけいいような気がするのです。が……。

○政府委員(伊東正壽君) 御質問でございますが、この連年災の問題は御承知のように前から出ておりますが、もとに昨年度、三十五年度につきまして、伊勢湾台風で被害を受けました岐阜

皇卓でありますとか、あるいは京都の一部、特に一部のところにつきまして被害が出まして、こういう問題を基本的な問題として、暫定的な問題でなく

て、基本的な問題として法律改正をしなければならぬという声が出たわけでございます。私どもとしましては、三十四年度の人々、災害を受けました人は、これは大体実は指定になりましたて九割

補助というような高率適用になっておりますし、三十四年度までさかのぼらぬでも、その所期の目的が達成できるのじゃないか。三十四年度の人は九割補助が非常に多うございます。でありますので、その三十四年度の大災害に

引き続いてありました特定地域につきまして、三十五年度から非常にこの要望が出ておりますので、あまり前までさかのぼりますのもいがかと思います。

すし三十四年度の災害は大部分が高率補助の適用を受けましたので、三十五年までやれば十分所期の目的を達成することができるといえないかという判

断をしたわけでございます。

○森八三一君　それによく意味がわかりましたが、三十五年一月一日以降に発生した災害にこの計算をしてやるということになると、三十四年伊勢湾台風年ですから、三十四年形

についてはかなり高率の補助をやっておりますが、三十三年災はそうじゃないんですね。三十三年、三十四年、三十五年と、三十三年災は三十五年までで終わるわけですね、完了までに。その前の年は完了しておるんですからこれはもう別として、三十三年災はどうなんですか。

○政府委員(伊東正義君) 三十三年の御質問でございますが、三十三年も、実は先ほど重政委員にお答えしましたように、小災害につきましても、三十三年は元利補給をするというようなことをしましたし、それから暫定法の

改正をいたしまして、農地につきましては恒久的な制度として九割補助をす
るというような、実は、三十三年度はは
三十四年度に準じたような実は法律改
正もし、小災害につきましても元利補

給をするというような、災害の大きい年でございました。二十八年からずっと飛んで参りまして、三十三年、三十四年が特殊な高率補助をした年でございます。そういうことがございますのですねで、先ほど申し上げましたように、そ

これまでさかのぼらぬのもいいんじゃないや
なかろうかという判断で、三十五年と
いうことにいたしましたわけでございます。

○委員長(藤野繁雄君) 連記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(藤野繁雄君) 連記を始め

て。

○清沢俊英君 これは同年度で二度重
なった場合どうですか。別の災害が：

○政府委員（伊東正義君） 同年度は、
月一日から十二月三十一日までの決算

をしますので、その人が二度やられま
すと、同じ人が、分母の方が小さく
て、一人がたとえば五万円のを二
回いたしましたということになります
と、一人で十万円というふうにだんだ

ん累積されていきますので、この補助が当然現行法でも適用されるわけでございます。

○河野謙三君 直接関係ございません。けれども、この機会にちょっと農地局

長に伺いたのですが、例の東海道新幹線、新幹線の問題で、今工事は急速に進んでおりますけれども、私が察するに、鉄道の工事の進展はけっこうで

すけれども、それに伴って農地が、農道の問題、土地改良の問題その他非常に大きな設計変更を要する点が多いのですね。これは一つの見ようによつては災害ですよ、農村から見れば。これ

が鉄道工事と土地改良の改良計画變更、こういうものが並行して進んでいないように思うのですが、同時に予算的措置は一体どうなっているか、こういう点をこの機会に一つ伺いたいと思います。

○政府委員(伊東正義君) 新幹線の問題でございますが、今おそらく工事が進んでいるのはトンネルとか、そういうところとかが先に行なわれているはずで、

ございます。実は先生おっしゃいましたように、農地の関係等と非常に関係がございますので、私どもも鉄道当局と、それから関係府県と実は定期的に

話し合いをいたしております。それで、工事によりまして、いろいろな弊害道でありますとか、掘排水施設のつけかえの問題が起きてくるわけでございますが、補償工事で直接鉄道がやります分、これは直接鉄道の工事によりまして、

て影響を受けまして、どうしてもつけかえなければならぬというものについては、これは補償工事で当然やってもらうことにいたしております。私の方は、予算的に計上いたしておりますのは、団体管内に東海道新幹線の分を数千円計上いたしておりますが、これは、そういうことが直接の影響ではないが、そういうことによつていろいろな、たとえば補償工事をやります場合に、それと関連していろいろな土地改良なり、区画整理なりいろいろなやりました方がいじやないかというように、ほんとうの補償工事以外のものを農林省の団体の予算の中に計上いたしております。これは、実は名神国道につきましても両方ございまして、その具体的場所をつかまえて、場所ごと、これはどつちでやるとか、そのようなことは仕事を進めておるようなわけでございまして、先生がおっしゃいましたように、なるべくそういうことでのいろいろな問題を起したくないというところで、具体的な個々の場所について、両方で、県も入れまして、話し合いをやるというようにすることで私どもは進めております。

○河野三三 私は、実は別の機会に、農林委員会委員長のお計らいで鉄道当局をこの問題で呼んでもらいたいと思つてゐるのですが、実は、関係の地主に対しては、鉄道は、農道も今までのように不自由のないようにしてやる、土地改良を御希望に沿つてして手続を進らせておるわけです。ところが、いよいよきまつてしまつて、なかなか約束とは違つて、いざい高速道路のことでございまして、道路は

大体立体交差でしよう。立体交差の道路を、われわれが常識的に考えて、現在ある農道のように、百メートルなり百五十メートルおきにとても作れるものではない。従つて、今までの十本の農道が一本になるとか、二本になるとかいうことになつて、それじゃ話が違ふじやないかというように、陳情に行くと、今度は予算がない。こういうことで、現に、私は地元のことを申し上げるつもりじやないのですけれども、私の方の例を申し上げますと、トンネルだけでなく、すでに第一期工事ですか、相当鉄道の土木工事、トンネル以外の工事が進んでおります。そういう場合に、非常に次から次と問題が起つてくるわけなんです。でありますから、私は、少なくとも、これは鉄道に言いたいことで、もう少し事前に農地局とよく連絡をして、そうして少なくとも、新幹線に伴つて起るこの土地改良その他の変更については、青写真でもしつかりきめて、そうしてこういうふうになるということ、一つ運輸省と農林省の間に少なくとも了解をつけて、その上で県なり地元の市町村に流して、そうしてよく農民に納得させて、その上ですべてを並行して進める、こういう手順にしてもらわぬと、どうも結果においてはだまされたというような格好になつて、先ほど申し上げましたように、運輸省に陳情にお百度参りをしなればならぬ。しかも、それが予算がないというように、なかなかうまく聞いてくれないという事例が次から次に起つてきてゐるわけなんです。これは、現在のところは、私の方の神奈川県あたりの例かもしれせん

けれども、静岡にも、愛知にも、岐阜にも、方々にこういう問題は鉄道の工事の進捗と同時に起つてくる問題だと思ふ。これはむしろ、農地局長にいろいろ申し上げる前に、われわれの方から、運輸省に、もう少し農地局なり建設省と十分な連絡をして、コンクリートにしたもので出発してもらいたいというのを言いたいのですが、これについて、今運輸省と農林省の間では、どういふふうな事務の連絡が行なわれておるか、これを一つこの機会に伺いたいと思ふのです。

○政府委員(伊東正義) 事務の連絡でございますが、私どもの方は、運輸省と申しますよりも、国鉄公社と直接実は定期的に会合をいたしております。そして、先生のおっしゃいました、青写真等で具体的に上の方できめて下におろしていくという方法をとつたらいじやないかというお話でございますが、どういふ方法が一番いいか、もちろん県も話し合いに入れておりますので、農民の方々と農林部なり何なりと最初に話をつけて、そこから案を持ってきてもらつてやりまつか、具体的な方法は何か一番いいか、今われわれのやつておりますのは、青写真まで上できめてやるということはやつておりませんので、今先生のお話のように、早急に中で話し合ひまして、次の機会にでも、こういうふうにいたしますという御答弁をいたしたいと思います。

○櫻井志郎 今の累年災に關する改正ではないのですが、現在の災害復旧の最高限ですね、特に農地に關する上の縛りはどういふふうになっておりますか。

○政府委員(伊東正義) これは実は、経済効果があるまいものはやらぬという意味の規定がございまして。それで、具体的な計算はこういうことになつております。それは前年度に開拓をして同じ農地を作るとすれば幾らくらいかかるかという計算をいたしまして、その上で、それまでは上方をやるという事になつております。これは地区によつても若干違ふのでございまして、大体三十四、五万くらい計算例が高いところまではたしか出ておると記憶いたしております。

○櫻井志郎 それは法律でありましたか、政令でありましたか、これは調べればすぐわかるのですが、たしか政令だったかと思うのですが、たしか政令で、その最高限を超過して国が災害復旧に対する補助をしないのだというものは、平均してどのくらいありますか。

○政府委員(伊東正義) 実例としては、ほとんどワク内になつておるうちに記憶いたしております。○櫻井志郎 実例としてほとんどワク内になつておることが事実であるならば、私はあえて強くは言わないのですが、私は必ずしもそうではないのではないのかという疑問を持っております。そこで、非常なひどい災害を受けたから、その政令の規定によつて補助を受けることができない、こういうものは、その農地を放棄しなければならぬ。ところが、その最高限よりも少ないと低い程度の災害を受けたものは補助してもらへる。そこに非常に大きな差が出てくる。片方は、むしろ農地に対する復旧を完全に放棄せざるを得ない。そういうものについては、たとえ、その最高限までの補助以内の補助で、かわりに代替地を開墾するといふものに対しては、その災害復旧に該當する程度の高率補助をやるということによつて、当該災害農地ではないけれども、かわるべき農地を経営していくという方法を考えることが、災害復旧の規定において考えることができないかというのですが、いかがでしょう。

○政府委員(伊東正義) 今先生のおっしゃいましたことは、これは災害復旧の基本的な問題になることだと思います。同じところを復旧するよりも何か代替施設を作るとか、これはもつと発展しますれば、もう農業をやめてほかへ行くとか、いろいろ考えたらいいのではないかと、いろいろなことまで發展させる性格の問題だらうと思つております。それで、代替施設につきまして、実は私どもの方で、そういう農地を復旧するのには、たとえば三十万から三十万かかるよりも、二十五万で何かの開墾なり開拓なりができるのだから、そういう補助金を出すということでは考えられぬかという御質問でございますが、実は今まではそういう代替施設を提供するというところの法体系にはなつておりませんので、先生がおっしゃいました問題は、これは災害復旧の全般の問題としてもう少し検討いたしませんと、今こでどういふ問題だらうというふうに思ひます。

○櫻井志郎 私は、今度の法律案の改正の中でどういふことを今言つておるわけではないのです。しかし、災害復旧という一連の政策の中で

そうした問題をやはり考えていくのが正当な考え方ではなからうか。幾ら金がかかってもかまわぬのだ、そこで復旧するのだ。もちろん現在の法律、政令では、今お話しのように、頭打ちは考えておられて、そこで切ることはおおるけれども、一方においてその土地を復旧するよりもはるかに私は相当程度安い金で代替地の開墾ということが可能である場合が、私はしばしば現実の問題としておるのではないか、そういう問題を法律の上で取り上げていけば、農家の方にとつても有利であり、かつは政府にとつても有利な場合があるのではないか。それをただ復旧というその言葉だけにあまりにも金縛りになって、現地に即応した政策を硬化させるということは、政策上からいっていいがであらうかという疑問をかねがね持っているわけなんです。将来の問題として一つぜひ農地局長に検討していただきたい。

○委員長(藤野繁雄君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記をつけ。

他に御発言もなければ、本案については午前はこの程度にいたします。ここでしばらく休憩して、午後は二時から再開いたします。

午前十一時四十二分休憩

午後二時十六分開会
○委員長(藤野繁雄君) 委員会を開会いたします。

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を

改正する法律案(閣法第一五一号)を議題といたします。

午前に引き続き、本案に対する質疑を行ないます。質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○小林孝平君 ちよつと関連して御質問いたしますけれども、本年の雪害と、これに関連する天災融資法との関係ですね、これはどういふふうになっておりますか。

○説明員(中島清明君) 雪害につきましては、実は天災融資法の発動をいたしますために、統計調査部で調べます作物の被害数字がまとまりませんと、大蔵省との交渉ができないものでございまして、目下統計調査部の方で最終的な数字の集計をいたしておりますので、その結果を見まして、被害額が非常に大きいということであれば、天災融資法の発動につきましては交渉を始めた、こゝういふように考えております。

○小林孝平君 一体今までのところ、こまかいことはわかりませんが、おおよそどのくらいになる見込みなんですか、農林省としては。

○説明員(中島清明君) こまかいことはまだわかっておりませんが、まあ十数億円であらうというふうに統計調査部からは聞いております。

○小林孝平君 この十数億円というのは、どの地帯ですか。全部のあれですか。

○説明員(中島清明君) 全部の作物の被害額でございます。

○小林孝平君 従来の例からいいますと、四十億とか五十億とかというのが基準になっておるようですねけれども、何もこれにきまつたわけではなくて、もう

少し少なくとも発動ができるわけなんですか。その点どうですか。

○説明員(中島清明君) 従来の例によりますと、大体四、五十億の被害がまとまりましたものにつきましては発動いたしておりますが、実は昭和三十四年のひょう害の場合に、特に被害の程度が深かったという理由で、二十七億円の程度のものでございまして天災融資法を発動した例が一件ございまして、従いまして、特に何億というものはございせんけれども、やはり相当被害数字がまとまりませんと、天災融資法の第一条にいきますところの、国民経済に大きな影響があるというこの認定がむづかしいのじゃないか、こゝういふように考えております。

○小林孝平君 今のところ、統計調査部の数字が、十二億とか十三億、まだはっきりわかりませんけれども、しかし、これは全体の地域にも関係するのとだし、非常に局部的に被害があらば、金額はそう大きくなりませんと、こゝういふ事情がありますので、今まで農林省、いろいろ実地調査をしたんですが、また地方からの陳情があつたんですが、これを総合して考えて、これを発動できるかどうか、どういふふうに考えておりますか。

○説明員(中島清明君) 統計調査部の最終的な数字がまとまっておりますので、はつきりしたことは申し上げかねますけれども、数字がまとまりました上で、そういう被害の状況等ともならみ合わせまして、私どもは最終的な考え方をきめたい、こゝういふふうに考えておる次第であります。

○小林孝平君 最終的にきまつたところを考えると、こゝういふことですけれども、今の段階でこゝうだ、そして今までのいろいろ調査したんですが、大体これは発動すべき程度であるかどうかぐらいわかるんじゃないか。

○説明員(中島清明君) 今の先生のお言葉でございますけれども、私どももいたしましては、何と申しましても統計調査部の作物被害の数字がよりどころになりますので、その確定を待ちませんと、まあどういふ態度で臨むということにつきましては、われわれの考えを申し上げかねるといふのが、現在の実情でございます。

○小林孝平君 この被害の最終的な数字がわからなければ、それに対する融資の額とか何とかいうことははつきりしたことはわからないけれども、これに適合するかどうかぐらいのことはわかりそうなものだ。適用に値する災害であるかどうかぐらいのことは、これは六十年ぶりとか七十年ぶりという大雪であつて、非常に被害が多かつたということはわかるわけですから、常識的にこれは適用すべき災害であるかどうかぐらいのことはわかるんじゃないですか。それもわからぬのですか。

○説明員(中島清明君) 天災融資法の指定につきましては、従来の先例等もございまして、そういう従来の例等に照らしまして、はたして指定に値するものかどうかというのを検討いたさなければならぬので、私どももいたしましては、統計調査部の最終的な数字が出ました上で態度をきめたいというふうに考えておる次第であります。

○小林孝平君 ではもう一つ、あなたが今十二億とか十三億とか言っている

この被害ですね、これは一体どういふ被害なんですか、被害とは。

○説明員(中島清明君) 今被害と私が申し上げましたのは、作物の減収量の見込みでございます。

○小林孝平君 いや減収量の見積もりといつても、たとえば麦とか粟種とか、そういうものなら一年生ですからこれわかるのです。果樹なんというものは、あなた減収量と言われたけれども、減収量というのは、ことしばかり減収するのじゃないのですか。枝が一本折れた、そうすればことしも減収するかも知れぬが、来年も再来年も減収する。そういうのを含んでいるのか。

○説明員(中島清明君) 私が申し上げましたのは、ことしの減収量でございます。まして、来年以降の減収の見込みがどうなるかということにつきましては、統計調査部の方でもまだ見当はついていないようでございます。

○小林孝平君 そうすると、これは天災融資法の精神からいつても、これは困るのじゃないですか。ことしはまあかりに二十億の被害がある、来年はさらにそのことしの影響を受けて十億、再来年は五億、その次も五億合計すれば四十億になるのですがね、そのことしだけの分を見て、来年以降のものを見ないというのはちよつとおかしい。

○説明員(中島清明君) 実はこれは統計調査部の専門的な意見も聞いた方がいいと思うのですけれども、ことしの被害につきましては、一応雪害がありまして、そのためにどの程度減収かというところがつかみやすいと思ひます。来年以降の被害は回復もございまして、その間におきます樹勢の回復もございまして、あるいは来年以降の気象条

件その他がどう変わるかということもございましょうし、はたして、ことしの雪害が来年度以降の減収としてどの程度響いてくるかということにつきまして、統計的にも非常に把握が困難であるというように私は考えております。

○小林孝平君 統計的に把握が困難であると言ったって、現実には被害があるの、困難であるからといってそれを見ないということはおかしいじゃないですか。理論的にはおかしいじゃないかと思うんです。困難であるなら困難を克服して調査するように研究したらどうだ。できないのは農林省の方が悪いんです。

○説明員(中島清明君) この点は統計調査部の方の専門的な事項に属しますので、私からの確にお答えいたしかねますが、来年度以降の減収がどうかという点につきましては、技術的に、これをどう見積もるかということにつきまして、従来も例がないようございまして、特に教示的に固めてどうというようなことは、非常にむずかしいというように統計調査部から聞いております。

○小林孝平君 統計調査部が見積もるかどうかという点は別にして、そういうものは見積もらなければならぬと考えるかどうかですね。じゃ、こんなものがかりに見積もることができれば、あれですか、やるんですか。

○説明員(中島清明君) ちょうど果樹の雪害の場合でございますが、これは考えようによりますと、ちょうど農地が雪害を受けまして、その年度限りでは復旧ができませんで、来年度以降に減収があったという場合には相

当するのではないかと、いうふうに考えられるわけでございます。天災融資金の建前は、いろいろ作物がございまして、それが被害を受けたとき、その被害のために減収したというものの対しまして、これを、そういう被害に對して融資金の対象にするということにいたしておりますが、この場合は、果樹が折れたとかいう場合は多少そういう場合と例を異にいたしまして、ちょうど生産手段がやられたというやうなことでございまして、農地の災害復旧等が翌年に持ち越したというやうな場合と同じように考えていかるべきではないかと思ひます。従ひまして、天災融資金の建前からいいますと、当年度の減収に對しましてこれを融資金の対象にするというものが、従来の運用方針でございまして、翌年以降の被害に對しまして、これを見通しを立てまして融資金の対象にするというものは、天災融資金の運用上無理ではないかというふうに、率直に申しまして考えている次第でございまして。

○小林孝平君 あんた、運用上と言つたて、あんたたちが勝手にそういうふうな解釈して、この第二条にそんなことちつとも書いてないじゃないですか。「農作物、畜産物又は農産物の減収量がその農作物、畜産物又は農産物の平均の収穫量の百分の三十以上である」と、かつ、天災による農作物、畜産物及び農産物の減収による損失額がその者の平均における農業による総収入額の百分の十以上である」というのですけれども、その基準はその年の基準をとっているけれども、受けた減収量あるいはこの損失額というものは、当該年にはこの損失額とか損害額ということとは

書いてないですよ、この第二条には。あなたたち勝手にそういうふうに解釈している。第二条のどこにそんなことが書いてある。あなたたち勝手に解釈しているのじゃないですか。これはまだよく読んでないけれども。

○説明員(中島清明君) 第二条には、的確に、当年度の被害だけというふうには書いてございませぬけれども、まあ今回の雪害のような場合は、全然初めての例でもございまして、従来の運用としては、天災がありまして、そこにある作物がいたんだために収入が減つた、そういうものに対して、これを融資金の対象にするという事で参りましたし、私ちつと申し上げましたように果樹等の被害の場合は、多少、たとえば一年生の立毛がいたんだというやうな場合は場合が異なるんじゃないか。つまり生産施設がやられたというやうなことでございまして、もし果樹等につきまして、来年度以降の被害につきましてこれを対象にするという点にいたしまして、たとえば、農地がやられて、来年度以降もこれを考慮しなければならぬというやうなこともなろうかと思ひますので、ただいま先生から御指摘の点は、なお検討したいと思ひますけれども、私としては非常にむずかしい、こういうふうに考えてます。

○小林孝平君 ちょっと、これにこういうふうな解釈をすれば、片方もこうなるから困るという、そんなことは要らぬことなんです。私は、これは今果樹のことを言っている。果樹のことをやつた結果、今度は農地もそうなつたら、農地もおもしろいのです。

そつちをやらなければいかぬから、これはこういふふうに解釈をしたというものはおかしいし、もう一つ、従来はそういう一年生のものばかりをあなたたちが考えて、あまり果樹について考えない。たまたまそういうものがあつて、それは運用上だめだというやうなことで、あなた突つたねられていたわけなんです。ところが、私はこの二条を今ちつと見ても、あなたの認められたやうに、その当該年の云々ということはないのですよ。だからあなたの運用の仕方は、それは無理です。従つて、この運用の仕方を変えるべきであり、またそうでなければ、私はこの法律の法文が不備ならば不備でこれは変えなければならぬかと思つて見たところ、が、変えなくてもいいやうになつてい、あなたもちつと認められたやうに。だから、もう少し従来の例にこだわらんで、農林省としてはどうだというやうなことをはつきり言わなければならぬ。それで、金融課長では無理だから、これは農林大臣に私はお尋ねいたします。

○櫻井志郎君 今小林委員が言つておられることは、私がたしか二月の終わりにごろであつたかと思うが、雪害の問題で質問したときの話の繰り返しになつておるのです。あのときは坂村局長はたしか井原政務次官であつたかと思ひますが、やはり天災融資金の従来の運営からいへばどうだと、こういう話であるので、私も、今一番大きな政治の動向の一つとして、地域較差の解消ということ、これは政府もはつきり言つておるはずなんです。そういう新しい政治の動向の中で、従来の天災融資金の運営はどうであつたか

ら、今度もどうだという話は聞かえんじやないか、天災融資金の運用というもの、新しい政治の動向に即応して、その運営の方向というものは新しく打ち出すべきじゃないかということ、を私が追つたところが、政務次官は、その趣旨を十分体して最大限の努力をしますという答弁をされたのです。まあ中島課長にこういう話を迫るのは少し無理なので、これは金融課長、婦られたら、やはり局長、政務次官等と御相談になつて、二月のこの委員会ですればはつきり私は約束してもらつたはずで、あるいはすでに天災融資金は発動されておるのじゃないかというぐらゐの考えを持つておつたところが、相変わらず二月と同じやうな御答弁、というよりは、むしろ逆行した答弁を私今聞いたので、これは一つ帰られたら、即刻上司と御相談願ひます。

○小林孝平君 ちょっと、今の話、櫻井委員の話はそれでいいのですけれども、私は、今まで私はほんやりと、これはこの法律の解釈からできないのだ。だから、今のこの情勢から、選択的拡大と言つておる建前から、これを広く解釈をすべきではないかというやうなことで考えるべきではないかと思つて、あらためてまあこの二条を読んだら、運用もくそもないのですね。ちゃんとこの二条には、当該年というものは明らかに書いてないのですから、これをこのまま解釈すれば、これはやるのが当然なんです。だから、これは政務次官と相談されても、局長と相談されてもいいけれども、そんなことでは片づきませんからね。次回でも、金曜日でもいいですが、農林大臣に来ていただいて、はつきり私は質問

すと希望者が配分申請を公団にいたします。公団はその中から農業に精通していく見込みのある者につきまして配分をしていく。そうして費用の一部も徴収していくというよう規定を入れておきたい。『そういふ農業者のほかに、いろいろな干拓地で必要な事業をする、例をあげてみますと、かじ屋さんのような場合であるとか、あるいは組合を作るといふような場合におきましては、組合の敷地でございますとか、そういうものを配分できるようになっておりますが、ここにはそう大きな全国的な問題ではございませんので、土地改良法とは、そういうものに配分をしないというようなことが、若干の違いはございますが、大部分は土地改良の系統に準じまして、干拓埋立地の配分をするというのをいたしております。

それから次に賦課金の規定でございますが、今申し上げましたように、干拓埋立地が入って参りましたので、その関係の経費の一部を、賦課金として徴収するというのは、先ほども、国営土地改良につきまして、公団の事業となる日まで、公団の事業として承継をいたしますので、そういう承継をいたしますまでに国が要しました費用を、公団が徴収できるといふような当然の規定を置いているわけでございます。

それから次に七ページに書いてございますが、これも先ほど申し上げましたように、基本計画それから実施計画は、本曾川、豊川というように、水系別に作ることにいたしておりますが、それと同様の趣旨で、経理もはつきり

区分をして経理する。そしておのの水系で、負担金は事業別に幾らということをはつきり算出するというような経理の区分の規定を置いております。これは実は愛知用水の本曾川水系につきましては世銀借款でございますので、この償還もございましてその関係のこともこの経理を区分いたしまして、はつきりしようというのでござい

ます。それからさらに従来は、公団は一般的には債券の発行をいたしておらなかったでございます。現在ありますのは、三十五条にございまして、公団が世銀との借款契約に基づきまして、世銀の要求で、世銀に債券を引き渡す必要があるという場合だけに、公団債の発行の能力があったのでござい

ますが、今度は一般的に公団債の発行ができる能力規定を入れていただくわけでございます。これには国会の議決がございまして、その金額の範囲で政府が保証できるようにいたしております。大体は資金運用部資金等を借りることを前提といたしておりますが、万一資金に不足を来たすというやうな場合には、公団債を発行いたしたいというつもりでございまして、ただし三十六年度には、まだ公団債の発行の予定は全然いたしておりません。これは三十七年度以降の問題でございます。

それから次に権利義務の承継の規定がございまして、これは先ほど事業の承継の御説明をいたしましたが、事業の承継をいたしますと、国営事業につきましては、当然に権利義務の承継をすることになります。ただ、営の事業につきましては、当然ということにはいたしませんで、公団と県と

協議をしまして、どの範囲のものは承継させるといふようなことを、公団と県で相談をする、協議をした上で定めるといふようにいたしております。それで国の、国営事業の権利義務を承継します中で、実は、これは技術的な問題でございますが、豊川が昭和二十四年から一般会計でやっておりますとき

には、農民負担分まで国が実は出しておりました。これは、事業が完成いたしましたと農民負担が入ってくるわけでございますが、この分だけにつきましては、これは国庫に納付する、国が農民にかわって出しておりました分については、一般会計時代の分については国庫に納付するという、これは技術的な問題でございますが、規定を加えております。これが権利義務の承継の大要でございます。

それから最後に附則でございますが、この中には実は役員に關します改正規定について、施行期日を約四月月おくらせております。これは、大部分の規定は公布と同時に施行されるというところでございまして、実は予算上もこの従来の愛知用水公団が豊川を繰り入れまして事業をやります切りかえは、三十六年八月一日ということをして定いたしておるわけでございます。それで現在の役員の人々には、それまで豊川用水の準備をしてもよろしくと、愛知用水の、実は六月一ぱい通水期と考えておりますが、こういうことの始末でございますが、まだ若干残っております。ございまして、そういう仕事と両方やってもよろしい問題でございます。それで私もしましては、幾らおくれでも八月一日が最終と考えておるわけでございますが、それまでの期

間に、公布とともに施行いたしますと、前の役員が数が減ってくるというやうな問題も出てきますので、彼此にらみ合わせまして、公布後いつに施行したらいいかということはこの規定だけにつきまして多少余裕を見て政令で定めたいというやうな特別の規定を置いております。

大体法文の内容、大要につきまして、先般政務次官から提案理由で御説明がございましたので、私からは条文につきまして補足説明いたした次第でございます。

引き続きまして資料の大要につきまして御説明申し上げます。ただし、この中の数字は、実はあとでも申し上げますが、これからこの法案を御審議いただきますと、基本計画を作り、実施計画を作るわけでございます。それで若干の場合に数字等も変更があらうと思われまして、その点はあらかじめ御了承をいただきたいと思ひます。

第一番目の、愛知用水公団事業の予算でございますが、三十六年度国費は、四十一億五千九百八十万となっております。これは、実は豊川関係とそれから愛知用水関係と両方になっておるわけでございます。便宜上二ページの方を先にござらん願ひますと、従来の愛知用水公団関係の費用でございますが、これが三十億二千九百万となっております。これは愛知用水の事業につきましては、御承知のように債務負担行為を起しまして、資金運用部資金、それはそれだけは補助金を出すという債務負担行為をやりました、その分を資金運用部資金なり見返り資金から借りまして事業を進めているわけでございます。その債務負担行為が百十九

億、約百二十億でございます。これを四カ年にわたりました国から補助金をもらうということにいたしておりますので、その補助金が三十億でございます。それと愛知用水公団の施設を公団が管理するわけでございますが、その中で三十五年度の予算に実は国が作りました土地改良の施設を国が管理をする、国営管理をするというやうなところ、実は三十五年度二カ所、三十六年度には北海道の大夕張のダムが入つてきました、全国で、予算で三カ所、実際は二カ所でございますが、やる予算を取つたことがございまして、これと同じ考で数府県にわたりました影響のありますものとして、この牧尾ダムそれから兼山頭首工それから東郷調整池というところの管理費につきましては、電気、水道からアンケートした管理費を取りました残りのもの二分の一を国で補助しようということ、二千九百万のこれは管理費の補助金ということ、三十億二千九百万が従来の愛知用水の事業関係の予算でございます。

そのほかがこの第一ページの豊川関係でございます。豊川は、この表でござらんになりますとおわかりのように、前年度は国費は八億三千九百万、事業費で十億三千九百万が三十五年度の事業でございますが、三十六年度は二十五億と、十億三千九百万が二十五億といふふうになっております。このうち、先ほど申し上げましたように、事業の移り変わりをいたします七月一ぱいの経費としまして、豊川の総合灌漑関係が事業費を四、五、六、七分分でございますが三億とつておるわけでございます。これは従来の率の通り国費

第九

す。

が二億四千万で、あとは資金運用部資金から六千万借りることになっております。それから、国営豊橋の開拓関係で一千万の国費を四、五、六、七、これも四月で見ておるわけでございす。そのほかの二十一億九千万というのが、これは豊川総合水利でございす。これは今後、これから基本計画を作るわけでございす。灌排、開拓がこれに入ってくるわけでございす。埋め立てはまだ三十六年には事業費として入っておりません。その内訳は、まだ補助率を幾らにするかということははっきりいたしておりませんが、一応、国が六五、地元が三五というものを予算の算出の基礎として立てたわけでございす。しかし、これは、実際、これから実施計画を作りまして、この総合補助率は、灌排の面積が幾ら、開拓が幾ら、干拓が幾らと分けてはつきりしますと、また違つて参りますが、積算の基礎に一応用いた数字でございすので、その点は若干、後に異同があるというふうにお考えをいただきたいと思ひます。それで、国費相当分として十四億二千三百五十万を見ました中で、八割が国費で、借り入れを二割する、これが従来やつておりますよりも施越し分に該当いたします。そのほかに地元の借り入れ分といたしまして、県、それから農民の両方足したものの地元負担分の借り入れが七億六千万ございまして、借り入れの計としましては七億六千万と二億八千万と合せて十億五千百万円が借り入れで、国費は十一億二千八百万であるという予算を計上いたしてあるわけでございす。これは三十六年度の予算をそのままでございす。

それから豊川水利事業でございす。これはページにしまして、四ページに略図が書いてございす。事業の内容は後ほど申し上げますが、これは実は佐久間ダムからも水を取つてございす。天竜、三河総合開発の一部になっておりますが、その若干下流の方に宇連ため池とございす。これは二千八百万トンの池で、このため池はすでに作つております。それから若干下流にいきまして大野頭首工というのがあります。これももうできております。大野頭首工は三十トンの水でございす。愛知用水公団の水と同じでございす。あれは三十トンでございす。大野頭首工も三十トンになるのでございす。この水を引いて参ります。渥美半島の突端の伊良湖の方に持つて参ります。これが用水補給、開田、畑灌でございす。

それからもう一つは、蒲郡の方に水路ができておりますが、蒲郡の方に参る水路と幹線は両方ございまして、それから支派線が出てくるという、これは計画になっておりまして、水の量からいいますと、愛知用水公団とまさに同量の水がこの幹線水路を通じて流れるということになっております。ただ愛知用水よりも現在のところは、工業用水、上水道の量は少なくなつております。

作文は省略させていただきます。表のところを、単に申し上げますと、六ページでは、先ほど静岡県も入るといふことを申し上げましたが、農業、工業、上水道の関係市町村の名前をここにあげてございす。それから七ページに参りますと、受益面積が大抵二

万四千三百十五ヘクタールというふうに出ております。しかしこれは用水補給が実は大部分でございまして、そのうちの一万八千が用水補給、開田、ここに有名な豊橋の開拓地がございす。この開田が三千をそれから畑灌、これも開拓地、渥美がおもでございす。畑灌一万、それから干拓が七百九十四というふうになっております。このほかに無灌水純畑の開墾地が千ぐらゐございまして、合計二万四千ということになっております。これを事業別に見ますと、大部分が土地改良で、二万四千のうち土地改良は一万六千、開墾が五千というふうな数字になるわけでございす。

それから八ページの総事業費でございす。これはここにございす。そのうちに三百十三億でございす。そのうちの大部分が農業関係でございまして、上水道、工業関係はわずかでございす。この三百十三億のうち三十五年度までに約五十三億の予算を使ひまして、先ほど御説明いたしました残事業としては二百六十一億でございす。今まで使ひましたほとんど大部分は、一番上にある国営農業水利事業でございまして、先ほど申しましたように宇連ダムでございすとか、大野頭首工あるいは幹線の一部というものを今までやつたわけでございす。

それから開拓事業につきましては、これは地区内の道路とかあるいは開肥作業とかいろいろございす。水路等につきましては、まだ今後の問題でございまして、道路等を主として今までやつたわけでございす。

それから一番最後を見ていただきますと、最後のページでございす。

年間の配水量が書いてございす。これは全部で一億五千万トンでございまして、農業水利に一億二千八百万トン、上水道に五百九十万トン、工業用水に千六百万トンというふうになっております。下のカッコは、これは大野取水の最大の三十トンの取水でございす。これは実は今までの計画では、そういうことになっておりますが、工業用水等につきましては、実は豊橋が今後相当、工業用水なり上水道なりの需要があるだろうということで、今調査をいたしておりますが、十トンぐらゐほしいというふうな数字も実はいわれているわけでございす。それで冒頭に申し上げましたように、この豊川事業の数字につきましては、これは前に計画をいたしましたときの数字を使つておりますので、今度調査に入りまして、基本計画、実施計画というのを作りました関係受益者に縦覧公告をいたします場合には、この数字は変動があるということをお含みおきを一つお願いしたいと思ひます。

簡単にございす。御説明にかえまして、

○委員長(藤野雄雄) 以上で本案についての補助説明は終わりました。本案については、本日はこの程度にいたします。本日はこれをもって散会いたします。

午後三時十一分散会

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「土地にほどこされる物」を「土地にほどこされる物及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物」に改める。

第二十五条ただし書のように改める。

ただし、政令で定める種類の普通肥料の生産業者が当該普通肥料につき公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところにより混入する場合は、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物については、肥料取締法第四条、第五条、第十七条から第二十条まで及び第二十七条の規定は、この法律の施行の日から起算して六十日を経過する日までは適用しない。

法律案